

MAGAZINE

週刊 企業経営 ウェブマガジン

発行

AERTS GROUP

アーツ税理士法人

アーツ公認会計士事務所

1 ネットジャーナル **要旨**

Weeklyエコノミスト・レター 2010年1月29日号

2009年10-12月期の実質GDP
～前期比1.3%(年率5.2%)を予測

経済・金融フラッシュ 2010年1月29日号

消費者物価(全国09年12月)
～コアCPIの下落率は4ヵ月連続で縮小

2 経営 TOPICS **抜粋**

統計調査資料

平成20年度国民経済計算確報(ストック編)

3 経営情報レポート **要約版**

増え続ける従業員の駆け込みに備える
労働基準監督署の調査への対応法

4 経営データベース

ジャンル:資金繰り サブジャンル:資金繰りチェックポイント

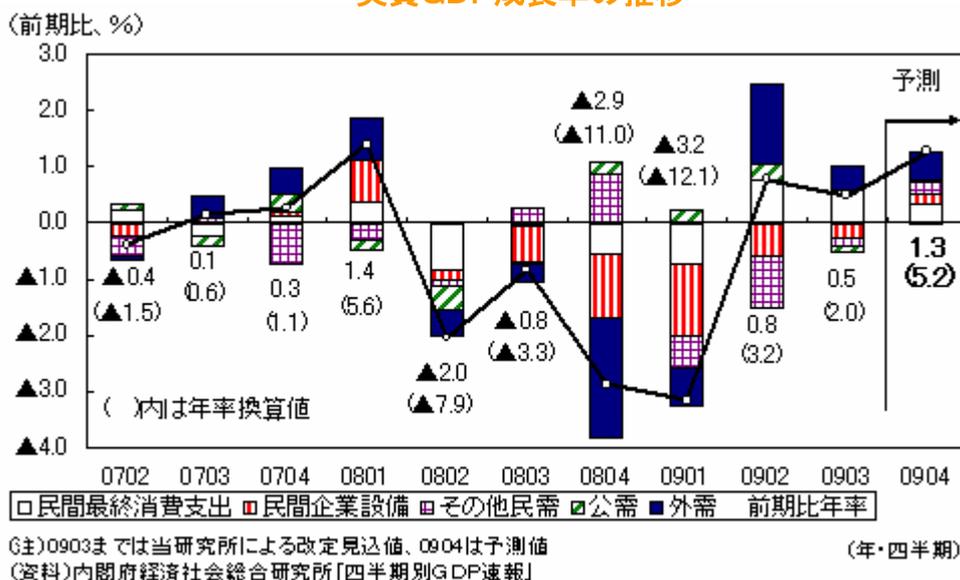
資金繰り改善のポイント
資金調達先の種類とポイント

2009年10-12月期の実質GDP ～前期比1.3%(年率5.2%)を予測

要旨

- 2/15に内閣府から公表される2009年10-12月期の実質GDPは、前期比1.3%(前期比年率5.2%)と3四半期連続のプラス成長になったと推計される。
- 引き続き外需が成長率を大きく押し上げたことに加え、政策効果を主因とした民間消費の増加が続き、企業収益の持ち直しを背景に設備投資が増加に転じたことから、国内需要が7四半期ぶりの増加となった。実質GDP成長率への寄与度は、国内需要が0.8%(うち民需0.7%、公需0.0%)、外需が0.5%と予測する。
- 10-12月期は2008年1-3月期(年率5.6%)以来の高成長となった模様だが、7-9月期の成長率が1次速報の年率4.8%から2次速報で年率1.3%へと大幅に下方修正されたのと同様に、法人企業統計の結果が反映される2次速報では成長率が下方修正される可能性があることには留意が必要だ。
- 名目GDPは前期比1.0%(年率3.9%)と7四半期ぶりの増加を予測する。GDPデフレーターは輸入デフレーターの下落幅縮小を主因に、7-9月期の前年比▲0.5%から同▲1.7%へと下落幅が大きく拡大するだろう。

実質GDP成長率の推移



消費者物価(全国09年12月)

～コアCPIの下落率は4ヵ月連続で縮小

要旨

1 コアCPIの下落率は0.4ポイント縮小

総務省が1月29日に公表した消費者物価指数によると、09年12月の消費者物価(全国、生鮮食品を除く総合、以下コアCPI)は前年比▲1.3%となり、下落幅は前月から0.4ポイント縮小した。事前の市場予想(ロイター集計:▲1.3%、当社予想も▲1.3%)通りの結果であった。食料(酒類除く)及びエネルギーを除く総合は前年比▲1.2%(11月:同▲1.0%)、総合は前年比▲1.7%(11月:同▲1.9%)となった。

コアCPIの内訳を見ると、ガソリン(11月:前年比▲5.3%→12月:同8.3%)が1年2ヵ月ぶりに上昇したことに加え、灯油(11月:前年比▲24.0%→12月:同▲8.2%)、電気代(11月:前年比▲6.4%→12月:同▲5.9%)、ガス代(11月:前年比▲7.0%→12月:同▲6.5%)の下落幅が縮小したため、エネルギー価格は前年比▲2.4%(11月:同▲7.9%)と下落幅が大きく縮小した。一方、売上不振を反映し、家具・家事用品(11月:前年比▲4.2%→12月:同▲4.8%)、被服及び履物(11月:前年比▲1.6%→12月:同▲1.9%)は下落幅が拡大した。

消費者物価指数の推移 (前年同月比、%)

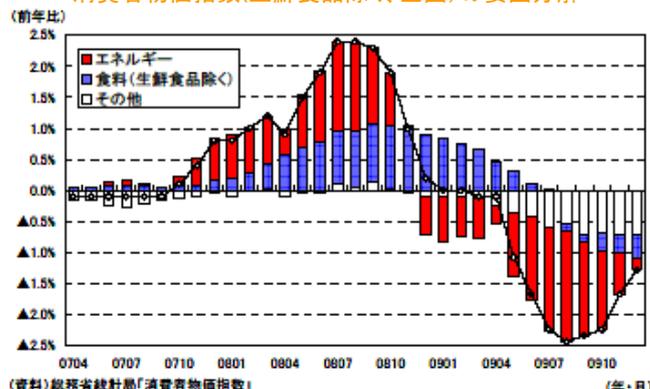
年	月	総合			食料(酒類除く)及び生鮮食品を除く総合		
		総合	食料(酒類除く)及び生鮮食品を除く総合	エネルギー	総合	食料(酒類除く)及び生鮮食品を除く総合	エネルギー
09年	10月	1.7	1.9	0.2	1.2	1.5	0.4
	11月	1.0	1.0	0.0	1.1	1.1	0.2
	12月	0.4	0.2	0.0	0.8	0.8	0.2
09年	1月	0.0	0.0	▲0.2	0.5	0.5	▲0.3
	2月	▲0.1	0.0	▲0.1	0.5	0.6	▲0.1
	3月	▲0.3	▲0.1	▲0.3	0.2	0.4	▲0.4
	4月	▲0.1	▲0.1	▲0.4	▲0.1	0.0	▲0.6
	5月	▲1.1	▲1.1	▲0.5	▲0.8	▲0.7	▲0.9
	6月	▲1.8	▲1.7	▲0.7	▲1.5	▲1.3	▲1.0
	7月	▲2.2	▲2.2	▲0.9	▲1.8	▲1.7	▲1.1
	8月	▲2.2	▲2.4	▲0.9	▲1.7	▲1.9	▲1.1
	9月	▲2.2	▲2.3	▲1.0	▲2.1	▲2.1	▲1.4
	10月	▲2.5	▲2.2	▲1.1	▲2.4	▲2.2	▲1.4
	11月	▲1.9	▲1.7	▲1.0	▲2.2	▲1.9	▲1.3
	12月	▲1.7	▲1.3	▲1.2	▲2.2	▲1.9	▲1.5
10年	1月	-	-	-	▲2.1	▲2.0	▲1.4

(資料)総務省統計局「消費者物価指数」

2 物価下落品目数は引き続き6割を超える

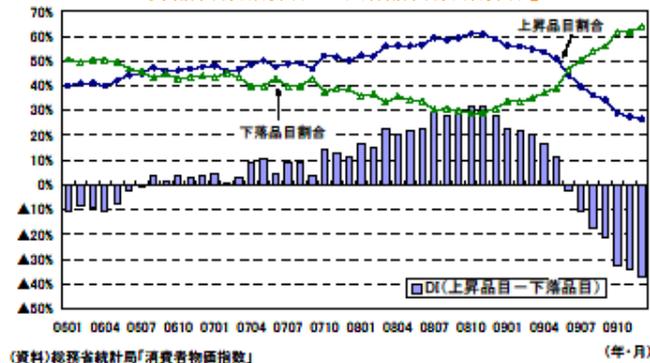
消費者物価指数の調査対象524品目(生鮮食品を除く)を、前年に比べて上昇している品目と下落している品目に分けてみると、12月の上昇品目数は139品目(11月は144品目)、下落品目数は335品目(11月は324品目)となった。上昇品目数の割合は26.5%(11月は27.5%)、下落品目数の割合は63.9%(11月は61.8%)、「上昇品目割合」-「下落品目割合」は▲37.4%となり、前月の▲34.4%からマイナス幅が拡大した。コアCPIの下落率は縮小傾向が続いているものの、品目数で見れば、物価下落の動きは広がりを見せている。

消費者物価指数(生鮮食品除く、全国)の要因分解



(資料)総務省統計局「消費者物価指数」

消費者物価(除く生鮮食品)の「上昇品目数(割合)一下落品目数(割合)」



(資料)総務省統計局「消費者物価指数」

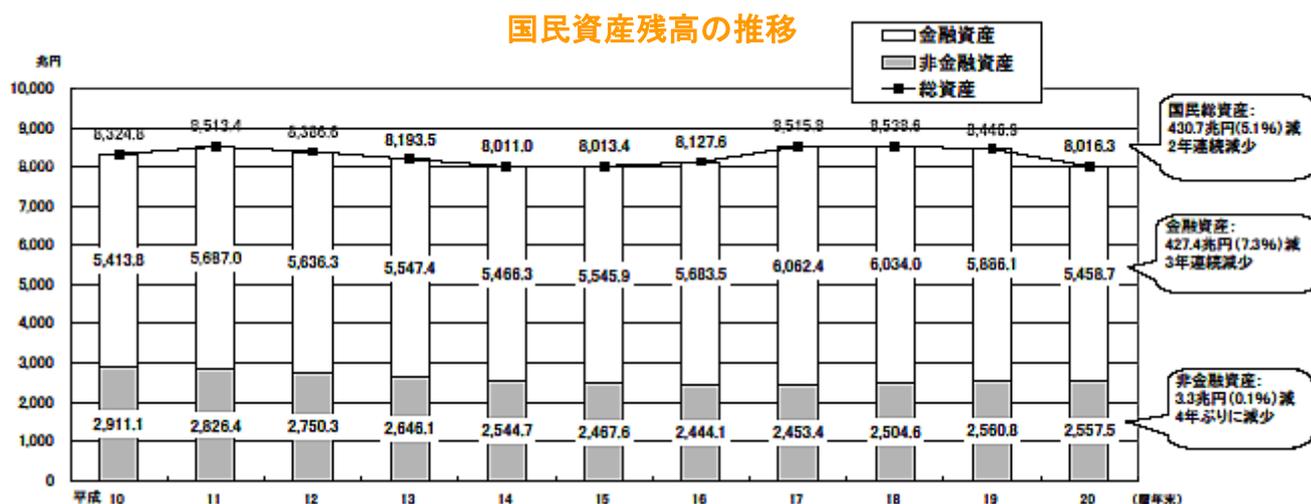
「経済・金融フラッシュ」の全文は、当事務所のホームページの「ネットジャーナル」よりご確認ください。

平成 20 年度国民経済計算確報 (ストック編)

1. 国民資産・負債残高

平成 20 暦年末の国民資産残高は 8,016.3 兆円（前年末比 430.7 兆円（5.1%）減）と、2 年連続で減少となった。これを非金融資産と金融資産に分けると、非金融資産は 2,557.5 兆円（前年末比 3.3 兆円（0.1%）減）、金融資産は 5,458.7 兆円（同 427.4 兆円（7.3%）減）となった。

一方、平成 20 暦年末の負債残高は 5,233.2 兆円（前年末比 402.6 兆円（7.1%）減）となった。



国民資産・負債残高の内訳

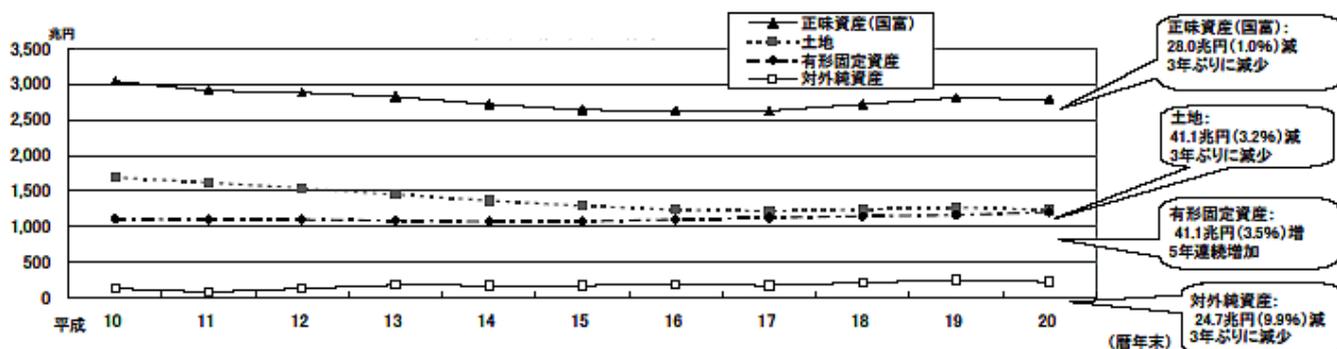
(単位: 兆円)

	平成10暦年末	11暦年末	12暦年末	13暦年末	14暦年末	15暦年末	16暦年末	17暦年末	18暦年末	19暦年末	20暦年末	前年末比
総資産	8,324.8	8,513.4	8,386.6	8,193.5	8,011.0	8,013.4	8,127.6	8,515.8	8,538.6	8,446.9	8,016.3	-5.1%
非金融資産	2,911.1	2,826.4	2,750.3	2,646.1	2,544.7	2,467.6	2,444.1	2,453.4	2,504.6	2,580.8	2,557.5	-0.1%
金融資産	5,413.8	5,687.0	5,636.3	5,547.4	5,466.3	5,545.9	5,683.5	6,062.4	6,034.0	5,886.1	5,458.7	-7.3%
総負債(負債・正味資産)	8,324.8	8,513.4	8,386.6	8,193.5	8,011.0	8,013.4	8,127.6	8,515.8	8,538.6	8,446.9	8,016.3	-5.1%
負債	5,280.5	5,602.2	5,503.3	5,368.2	5,291.0	5,373.1	5,497.7	5,889.6	5,818.9	5,635.9	5,233.2	-7.1%
正味資産(国富)	3,044.3	2,911.2	2,883.4	2,825.3	2,720.0	2,640.4	2,629.9	2,626.2	2,719.7	2,811.1	2,783.0	-1.0%

2. 正味資産(国富)

国富（資産から負債を差し引いた正味資産に相当）は、平成 20 暦年末には 2,783.0 兆円（前年末比 28.0 兆円（1.0%）減）と、3 年ぶりの減少となった。

正味資産（国富）の推移



正味資産（国富）の内訳

	平成10暦年末	11暦年末	12暦年末	13暦年末	14暦年末	15暦年末	16暦年末	17暦年末	18暦年末	19暦年末	20暦年末
正味資産(国富)	3,044.3	2,911.2	2,883.4	2,825.3	2,720.0	2,640.4	2,629.9	2,626.2	2,719.7	2,811.1	2,783.0
在庫	94.1	88.9	88.9	83.6	80.0	78.3	79.5	83.5	87.6	93.5	90.1
有形固定資産	1,109.7	1,101.9	1,102.8	1,089.8	1,075.5	1,075.4	1,103.8	1,125.5	1,150.1	1,166.6	1,207.8
無形固定資産	12.1	13.0	15.2	17.3	18.8	19.5	20.4	21.3	22.7	23.5	23.6
有形非生産資産	1,695.1	1,622.7	1,543.5	1,455.4	1,370.4	1,294.3	1,240.5	1,223.1	1,244.2	1,277.2	1,236.1
土地	1,693.4	1,621.3	1,542.2	1,454.1	1,369.1	1,293.2	1,239.3	1,221.9	1,243.1	1,276.1	1,235.0
対外純資産	133.3	84.7	133.0	179.3	175.3	172.8	185.8	172.8	215.1	250.2	225.5

	平成10暦年末	11暦年末	12暦年末	13暦年末	14暦年末	15暦年末	16暦年末	17暦年末	18暦年末	19暦年末	20暦年末
正味資産(国富)	-2.4	-4.4	-1.0	-2.0	-3.7	-2.9	-0.4	-0.1	3.6	3.4	-1.0
在庫	-3.7	-5.6	0.0	-6.0	-4.3	-2.1	1.5	5.0	4.9	6.8	-3.6
有形固定資産	-0.9	-0.7	0.1	-1.2	-1.3	-0.0	2.6	2.0	2.2	1.4	3.5
無形固定資産	3.7	7.3	16.6	14.0	8.9	3.5	4.5	4.7	6.5	3.5	0.3
有形非生産資産	-4.0	-4.3	-4.9	-5.7	-5.8	-5.5	-4.2	-1.4	1.7	2.7	-3.2
土地	-4.0	-4.3	-4.9	-5.7	-5.8	-5.5	-4.2	-1.4	1.7	2.7	-3.2
対外純資産	7.0	-36.4	57.0	34.7	-2.2	-1.4	7.5	-7.0	24.5	16.3	-9.9

3. 土地・株式資産

土地資産については、平成 20 暦年中のキャピタル・ロスが 44.7 兆円（対名目GDP比-8.8%）となり、期末残高は 1,235.0 兆円（前年末比 41.1 兆円（3.2%）減）となった。

株式資産については、平成 20 暦年中のキャピタル・ロスが 251.0 兆円（対名目GDP比-49.7%）となり、期末残高は 336.4 兆円（前年末比 239.8 兆円（41.6%）減）と、2年連続の減少となった。

土地・株式資産額の推移

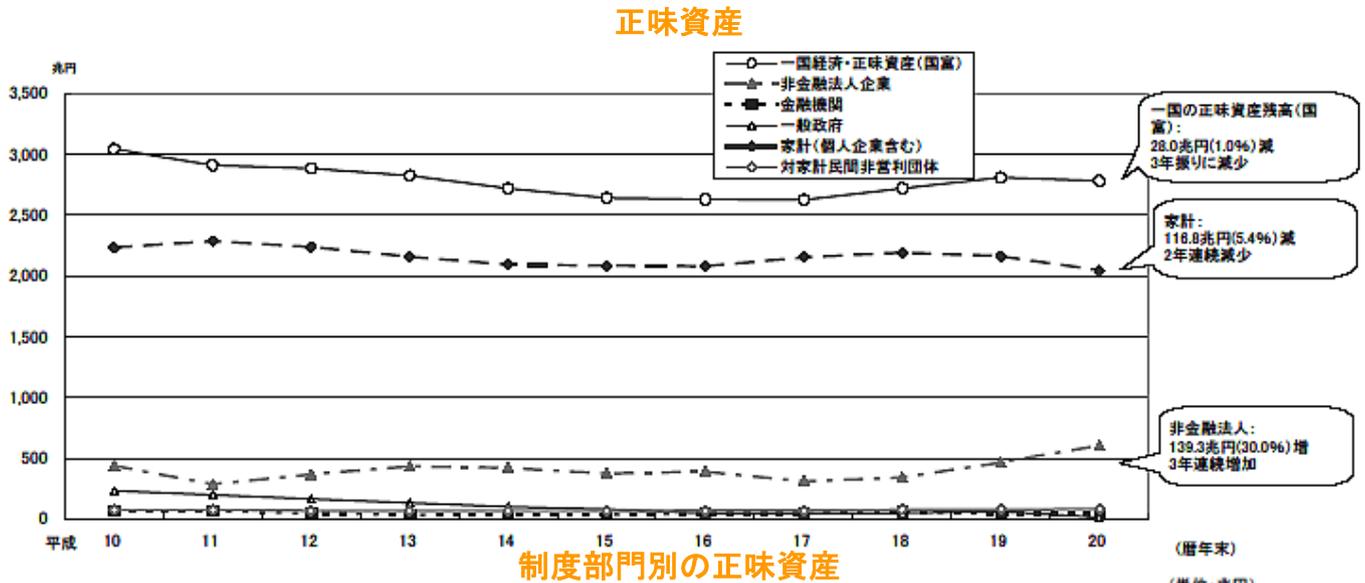
	平成10暦年	11暦年	12暦年	13暦年	14暦年	15暦年	16暦年	17暦年	18暦年	19暦年	20暦年
土地資産額(期末残高)	1,693.4	1,621.3	1,542.2	1,454.1	1,369.1	1,293.2	1,239.3	1,221.9	1,243.1	1,276.1	1,235.0
(前年末比)	(-4.0)	(-4.3)	(-4.9)	(-5.7)	(-5.8)	(-5.5)	(-4.2)	(-1.4)	(1.7)	(2.7)	(-3.2)
名目保有利得 (キャピタル・ゲイン/ロス)	-74.4	-76.3	-83.0	-91.8	-88.6	-79.4	-57.4	-20.9	17.6	29.5	-44.7
(対名目GDP比)	(-14.7)	(-15.3)	(-16.5)	(-18.5)	(-18.0)	(-16.2)	(-11.5)	(-4.2)	(3.5)	(5.7)	(-8.8)
株式資産額(期末残高)	317.9	513.2	420.7	332.5	299.4	408.9	467.2	724.7	724.8	576.2	336.4
(前年末比)	(-3.7)	(61.4)	(-18.0)	(-21.0)	(-10.0)	(36.6)	(14.3)	(55.1)	(0.0)	(-20.5)	(-41.6)
名目保有利得 (キャピタル・ゲイン/ロス)	-14.9	192.2	-105.3	-95.2	-45.8	116.5	64.4	263.3	3.8	-150.3	-251.0
(対名目GDP比)	(-3.0)	(38.6)	(-20.9)	(-19.1)	(-9.3)	(23.8)	(12.9)	(52.5)	(0.7)	(-29.2)	(-49.7)

(注1) 期末残高のピークとボトムは、以下のとおり。（現行基準の時系列が利用可能な昭和 55 年以降）
 (ピーク) 土地資産額は 2,477.4 兆円(平成 2 暦年末)、株式資産額は 875.4 兆円(平成元暦年末)。
 (ボトム) 土地資産額は 745.2 兆円(昭和 55 暦年末)、株式資産額は 105.7 兆円(昭和 55 暦年末)

(注2) キャピタル・ゲイン/ロスの過去の最大値は、以下のとおり。（同昭和 56 年以降）
 (キャピタル・ゲイン) 土地は 412.7 兆円(昭和 62 暦年)、株式は 263.3 兆円(平成 17 暦年)。
 (キャピタル・ロス) 土地は -222.0 兆円(平成 4 暦年)、株式は -327.4 兆円(平成 2 暦年)。

4. 正味資産(制度部門別)

制度部門別に見ると、非金融法人企業と対家計民間非営利団体を除いて、他の部門が減少している。

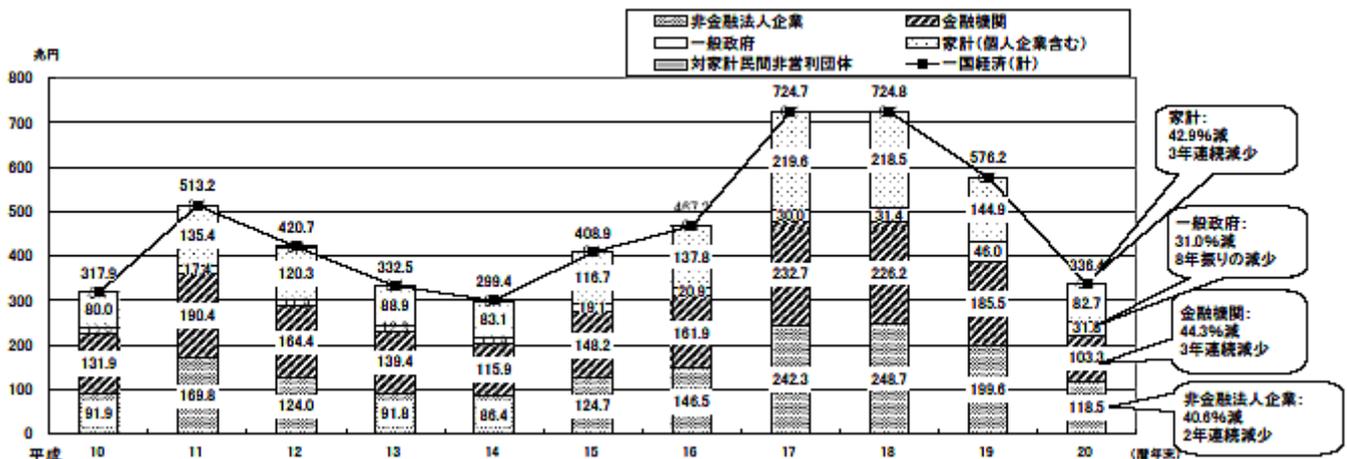


	平成10暦年末	11暦年末	12暦年末	13暦年末	14暦年末	15暦年末	16暦年末	17暦年末	18暦年末	19暦年末	20暦年末	前年末比
一国経済・正味資産(国富)	3,044.3	2,911.2	2,883.4	2,825.3	2,720.0	2,640.4	2,629.9	2,626.2	2,719.7	2,811.1	2,783.0	-1.0%
非金融法人企業	438.8	284.9	367.1	433.1	419.6	373.3	390.4	309.0	341.0	464.9	604.2	20.0%
金融機関	64.5	66.2	46.4	33.3	39.7	36.1	43.4	45.0	60.5	43.2	40.7	-5.7%
一般政府	231.6	198.2	163.8	132.4	99.2	79.5	47.2	49.3	48.5	61.4	11.8	-90.8%
家計(個人企業含む)	2,234.3	2,286.2	2,238.3	2,158.1	2,092.9	2,084.9	2,079.0	2,152.7	2,192.4	2,183.0	2,046.1	-5.4%
対家計民間非営利団体	75.2	75.6	67.8	68.5	68.7	66.5	69.9	70.2	77.3	78.5	80.2	2.1%

5. 株式資産残高(制度部門別)

平成20暦年末の株式資産残高(資産側保有)は336.4兆円(前年末比239.8兆円(41.6%)減)と2年連続の減少となった。制度部門別にみると、非金融法人企業118.5兆円(前年末比81.1兆円(40.6%)減)、金融機関103.3兆円(前年末比82.2兆円(44.3%)減)、家計(個人企業を含む)82.7兆円(前年末比62.2兆円(42.9%)減)となった。

株式資産残高(資産側)



「平成20年度国民経済計算確報(ストック編)」の全文は、当事務所のホームページの「企業経営 TOPICS」よりご確認ください。

増え続ける従業員の駆け込みに備える 労働基準監督署の調査への対応法

ポイント

1 労働基準監督署の調査の実態

.....

2 調査への対応ポイント

.....

3 調査への事前対策

.....

4 是正勧告の対応方法

.....

1 労働基準監督署の調査の実態

■ 1 最新の労働基準監督署の調査内容

1 労働基準監督署の調査状況

最近、労働条件の適正化、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止などの目的のため、労働基準監督署の監督件数が増えています。

● 監督件数・違反件数・送検事件数等

事業場数・法違反率	平成 18 年
監督を実施した事業場数	161,058 件
労基法・労働安全衛生法・最低賃金法に違反していた事業場数	80,116 件
法違反率	67.4%
労働関係法令違反による送検事件	1,219 件

● 法違反率の高い業種

業種	法違反率
1 位 保健衛生業	79.5%
2 位 映画・演劇業	79.4%
3 位 接客娯楽業	77.3%
4 位 教育・研究業	75.8%
5 位 運輸交通業	75.7%

● 送検件数の多い業種

業種	件数	占有率
1 位 建設業	470 件	38.6%
2 位 製造業	286 件	23.5%
3 位 商業	97 件	8.0%
4 位 運輸交通業	93 件	7.6%

2 労働基準監督署の取り締まり強化の背景

労働基準監督署の取り締まり強化の背景には、大きく分けて、2つの要因が考えられます。

① 労働者の健康保持の為に長時間労働・サービス残業取締り強化電通事件

【東京高裁平成9年9月26日判決】（うつ病による自殺と長時間労働の因果関係が認められ、会社が遺族に1億6,800万円を支払って和解した事件）を契機に、「企業の社員に対する健康配慮義務違反」を理由とする損害賠償支払を命じる判決が続発し、それらのほとんどが違法な長時間労働や残業代不払に起因している為、労働法令遵守を掌る労働局及び労働基準監督署が長時間労働・サービス残業取締りを強化し始めた。

② 労働者側の申告や内部告発の増加

会社を辞めた社員が過去の残業代未払などを労働基準監督署に申告するケース、又は現社員が労働基準

2 調査への対応ポイント

■ 1 労働基準監督署の調査の流れ

1 労働基準監督署の調査には4種類ある

労働基準監督署の調査とは、労働基準監督官が、労働基準法の違反の有無を調査する目的で、事業場等に立ち入ることをいい、正式には「臨検監督」と呼びます。臨検監督は4種類に分かれます。



①定期監督

労働基準監督署の調査の多くは、この定期監督に該当します。経済動向、労働災害発生状況、遵法状況などの分析結果から、対象事業場のリストを作成し、年度の計画にしたがって行います。

②申告監督

会社に在籍している従業員もしくは退職者から、残業代の未払いや、不当解雇等について労働基準監督署に申告（通報）があったときに、その内容を調査するために行います。

③災害時監督

一定規模以上の労働災害が発生した場合、その災害の実態を確認するために行う調査をいいます。災害原因の究明や災害事故の再発防止の指導を行います。

④再監督

過去に指導を受けたが、指定期日までに「是正（改善）報告書」が提出されない場合や、事業所の対応が悪質である場合などに再度行なわれる調査のことをいいます。

■ 2 調査による指導内容

1 法律違反があれば「是正勧告書」

事業所の労働基準法等の法律違反に対して行われる行政指導のことを「是正勧告」といいます。そして、事業所が労働基準法等に違反する行為を行った場合に、労働基準監督官が交付するのが「是正勧告書」です。

また、法律違反にはあたらないが、改善する必要があると認められたときに交付されるのが「指導票」です。是正勧告書はもちろんのこと、この「指導票」についても、指定期日までに指摘事項を改善し、「是正（改善）報告書」を労働基準監督官に提出しなければなりません。

3 調査への事前対策

■ 1 残業代の支払いへの備え

1 タイムカード・出勤簿の管理は適正か

会社は適正な労働時間管理を行い、従業員の労働時間を把握しなければなりません。賃金不払い残業が長時間・過重労働の温床となっていることから、労働基準監督署が特に取り締まりを強化しています。労働時間管理は、出勤簿（タイムカード）により行われますが、出勤日のみ印鑑でついたような出勤簿では、適正な労働時間管理ができていないといえません。始業および終業時刻の記入は必ず必要です。始業および終業時刻については、使用者が自ら確認するか、タイムカード、ICカード等による客観的な記録によることが必要であり、自己申告制によるのはやむをえない場合に限られるので注意が必要です。

タイムカードを導入している事業場においては、始業および終業時刻の記録が、残業代の計算に適正に反映されているかのチェックを受けます。実際には業務命令でなく、同僚と遅くまで残っていただけというケースもあるでしょうから、タイムカードの管理は徹底すべきです。

●労働時間管理に関する就業規則例

第〇〇条（労働時間管理）

会社は社員の労働時間について義務の遂行のため、管理を行います。労働時間はただ働いて長ければよいのではなく、効率や成果が重要です。社員はダラダラや、周りの上司などの顔色を見ての残業を行ってはなりません。

会社は次の残業や深夜業務、休日労働は基本的に労働として認めません。このような残業等を発見した場合、指導の強化、手当の返還と制裁等に処することがあります。

- ①上司の許可のない残業 ②お付き合い残業 ③時間調整残業
- ④なりゆき残業 ⑤稼得残業 ⑥仕事が極端に遅い残業
- ⑦その他、業務と関係のない残業、会社の指示によらない残業など

2 残業代の計算方法は適正か

時間外手当の計算方法で、基礎となる時間単価の算出方法について誤っているケースがよくあります。代表的なものとして、各種手当を含まず基本給のみを算出の基礎としているケースです。

時間外手当の基礎となる時間単価の計算に含まなくてもよい手当は、以下の通りです。

- ① 家族手当
- ② 通勤手当
- ③ 住宅手当（一律に支給されるものは含む）
- ④ 別居手当
- ⑤ 子女教育手当
- ⑥ 臨時に支払われた賃金
- ⑦ 1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金

考え方として、皆勤手当や役職手当、資格手当などと異なり、社員の能力や労働とあまり関係のない手当は含めなくてよいことになっています。

時間単価は、必要な手当を含んだ月給÷月平均所定労働時間数で計算します。月平均所定労働時間数は、(365日－年間休日)×1日の所定労働時間÷12月で計算します。

3 名ばかり管理職問題への対応

日本マクドナルドの事件以来、名ばかり管理職問題への対応も企業の急務となりました。管理職の考え方を整理し、残業代の未払いを命じられるようなことは避けなければなりません。

「労働基準法上の監督もしくは管理の地位にある者」については、労働時間、休憩および休日に関する規定が適用されないことになっています。したがって、残業に対する時間外手当の支給は必要ないこととなります。この管理監督者とは、労働条件の決定やその他労務管理について、経営者と一体的な立場にある者であり、単に部長という役職名や一般社員と比較して賃金水準が高いということだけでは該当しません。経営者と一体的な立場にあるものということですから、会社の規模にもよりますが、現実的には、その範囲はかなり限定的であると考えざるをえません。具体的には以下のようなポイントが判断基準となります。

- ① 出退勤の拘束を受けていないか
- ② 職務権限とそれに対する責任はふさわしいか
- ③ 一般社員よりもその地位にふさわしく相応に高い賃金水準であるか
- ④ スタッフ職の場合、部下を持っていなくてもラインの管理監督者と同等以上に扱われ、法の規制外に置かれても保護に欠けることがないか

■ 2 解雇に関するトラブルへの備え

1 解雇は会社にとって脅威となる可能性がある

監督件数が増えた最も大きな要因は、従業員による申告です。その中でも、退職の際にトラブルとなった従業員、解雇された従業員からの申告が多いと考えられます。

申告監督の方が定期監督よりも、企業としての残業代の遡及払いなど、損害が大きいケースが見られます。また、不当解雇で社員から訴訟を起こされれば、時間をとられるばかりか、多額の損害賠償を支払わなければならない可能性があります。

レポート全文は、当事務所のホームページの「企業経営情報レポート」よりご覧ください。



資金繰り改善のポイント



■まずは、資金繰りの基本を押さえる

資金繰りに苦勞する中小企業が増えています。

取引先の倒産による貸倒れや、銀行による貸し渋り等、資金繰りを危うくする要因が多く存在する現代のビジネス社会では、まさに資金繰りの上手下手が企業の存続を左右するといっても過言ではありません。

しかし、一方で多くの中小企業は資金繰りの基本を押さえないまま、毎月の支払いに追われ、当座資金の工面に奔走してしまっている現実があります。

まずは、資金繰りの基本をしっかりと押さえ、外部環境の変化にも耐え得るよう、自社の財務体質を強化する必要があります。

資金繰りを良くするためのポイントは、以下の体系図にまとめてあります。

【資金繰り改善ポイントの体系】

(1) 適正利益の確保		
① 固定費・人件費の削減	● 広告宣伝費の費用対効果検討 ● その他経費の削減	● 接待・交際費の抑制 ● 人件費の削減
② 変動費の抑制	● 直接材料費の引き下げ ● 外注単価の引き下げ ● 値引き・返品抑制	● 外注化によるコストダウン ● 仕入の適正化
(2) 運転資金の圧縮		
① 売上債権の管理	● 回収遅延のチェック ● 回収管理の徹底	● 回収条件の変化に注意する ● 売上増加にも注意する
② 在庫の管理	● デッドストックの排除 ● 季節商品の仕入れに注意する	● 安易な見込み仕入れの防止 ● 実地棚卸の実施

■適正利益を確保する

資金繰りの基本は、本業でしっかりと利益を確保することです。資金調達の手法をあれこれ駆使して当座の資金を確保したとしても、本業で赤字を垂れ流しては、いずれ資金がショートし、倒産してしまいます。適正利益を確保するためには、売上を上げるか、費用を抑えるか、二つの方法しかありません。

① 固定費・人件費の削減

固定費の中でも、利益を圧迫し易く削減も比較的容易なのが、広告宣伝費と接待・交際費です。

広告宣伝費の中には、「これまでずっとやってきたから」といった理由で、費用対効果も考慮せず、惰性で続いているものが数多く存在しています。それが本当に必要なものなのか、かけた費用に対して十分な効果を得られているのか、改めて検討すべきでしょう。

② 変動費の抑制

変動費の中にも非効率な面が多々あることが予想されます。必要な費用まで抑制してしまい、製品やサービスの質に悪影響を及ぼしてしまえば論外ですが、それ以外のムダについては徹底的に洗い出し、見直しを行う必要があります。

まず、直接材料費ですが、仕入れルートについて検討を加えることも一つの方法です。1社とだけ取引している場合は相見積りを取ってみる、必要以上に多くの業者と取引している場合は、数社に絞ってボリュームディスカウントを試みるなど、検討することが大事です。

経営データベース ②

ジャンル: 資金繰り > サブジャンル: 資金繰りチェックポイント



資金調達先の種類とポイント



■中小企業が利用できる資金調達先を理解する

資金調達先の種類と方法について知っておくことも、中小企業の経営者にとっては非常に重要です。

主な資金の調達先には、以下のようなものが考えられます。

【中小企業が利用できる資金調達先】

(1) 金融機関	①通常貸付 ②流動資産担保融資制度 ③シンジケートローン 等々
(2) 公的融資制度	①普通貸付 ②小企業等経営改善貸付（マル経） ③生活衛生貸付 等々
(3) 少人数私募債	
(4) ビジネスローン	
(5) 補助金・助成金	①人材等に関する補助金・助成金 ②技術・研究開発に関する補助金・助成金

■金融機関

資金調達先として、中小企業の利用率が最も高いのが金融機関です。保証を付けたり、担保を提供したりして、融資を受ける通常貸付の他に、近年注目を集めている新たな融資の手法として、流動資産担保融資制度やシンジケートローンについて、ポイントを解説します。

①通常貸付け

金融機関から融資を受けるにあたって、まず認識しておかなければならないことは、「融資の審査方法が決算書を中心としたものに激変している」ということです。

すなわち、銀行担当者との付き合い方も、それに合わせたものに変えていく必要があります。決算書の説明報告は当然のこと、事業計画、中・長期計画等も積極的に開示し、金融機関における信用格付けに配慮する必要があります。

②流動資産担保融資保証制度

売掛債権や棚卸資産を担保とした借入について、保証協会の信用保証を付して資金調達する方法です。従来は担保になりにくかった流動資産を担保としてくれることが特徴です。

③シンジケートローン

シンジケートローンとは、まとまった資金を複数の金融機関から個別に借入することなく金融機関による融資団から同一条件で資金を調達する方法です。

一般的に、中堅企業以上が融資対象になりますが、企業側は財務の効率化が図れること、また金融機関側は取引拡大、リスク分散できるなどのメリットがあることなどから双方に効果が期待でき、近年拡大傾向にあります。